



「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の  
結果について（概要）

令和7年12月15日  
公正取引委員会

# 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

## 今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

### 独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」**（令和4年度調査）、**令和5年度に「特別調査」**（令和5年度調査）を実施。また、**令和5年11月29日に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）を策定・公表**。そして、**令和6年度に「特別調査」**（令和6年度調査）を実施。
- 令和6年度調査での主な取組は次のとおり。
- ✓ 令和6年度調査では、書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者及び労務費転嫁指針に沿った行動を探らなかった発注者に注意喚起文書を送付。また、令和5年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者8,175名及び事業者名公表の対象となった10名に対しフォローアップ調査を実施。
  - ✓ 令和6年度調査の結果、労務費転嫁指針の公表から約半年が経過した時点での認知度は48.8%であった。また、労務費の要請受諾率(注)は令和5年度調査よりも上昇しているものの、サプライチェーンの段階を遡るごとに低下している実態があり、更に労務費転嫁指針の認知度を高めるために引き続き積極的な周知が必要であると考えられた。

(注)令和6年度以前の調査では「転嫁率」としていたもの。発注者が受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾した金額の割合であることを踏まえ、本年度の調査から「要請受諾率」としている。

価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として

**「令和7年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」**（令和7年度調査）を実施。

# 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

## 令和7年度調査の概要

### 【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・令和6年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

### 【令和6年度調査における注意喚起対象13,929名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・注意喚起対象13,929名について価格転嫁円滑化の取組の状況、労務費転嫁指針に沿って行動しているか等を調査。

### 【事業者名公表3名に対するフォローアップ調査】

- ・令和6年度に事業者名公表の対象となった3名（事業者名公表3名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（19ページ参照）。

### 【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者92名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

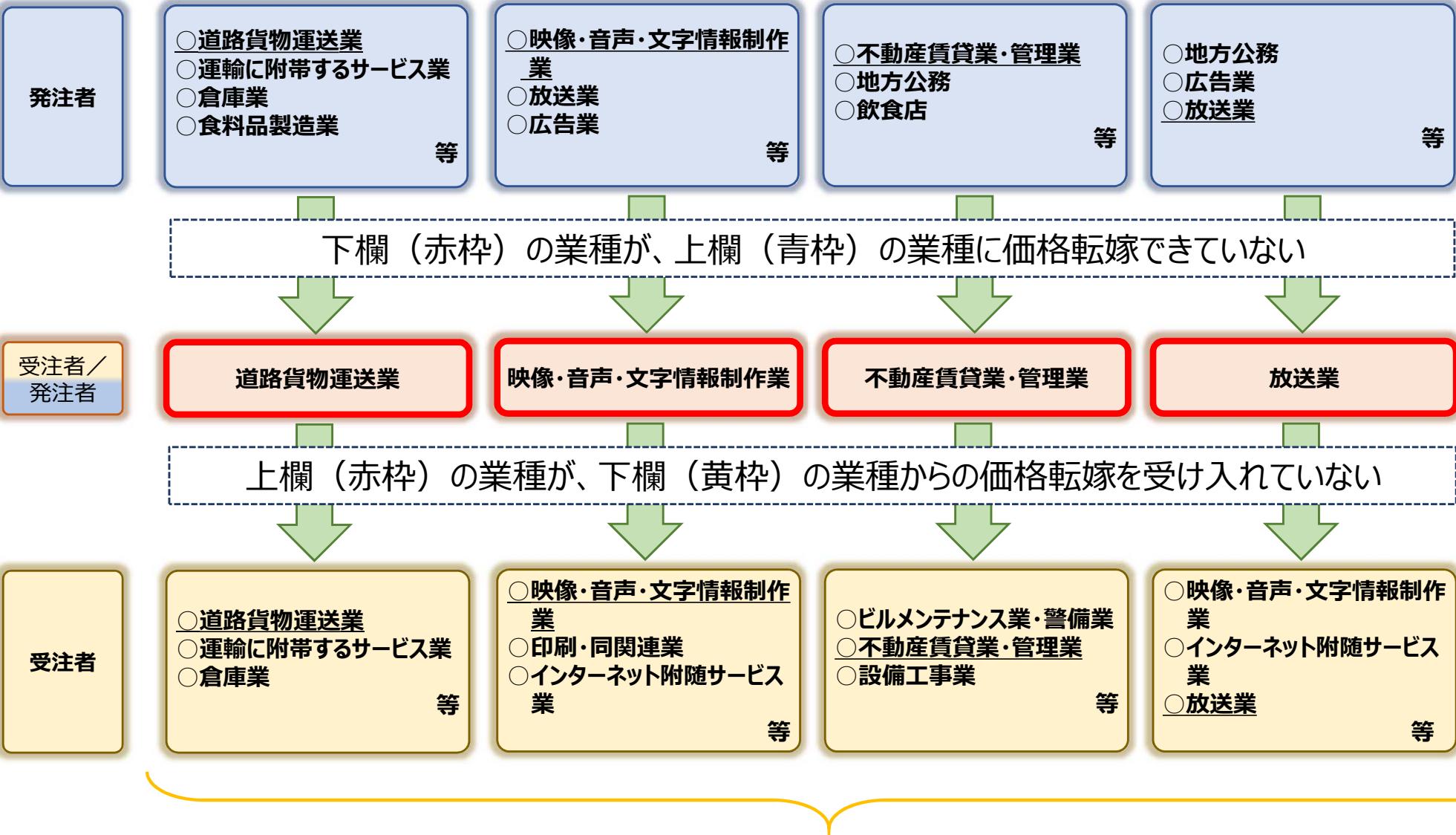
書面調査の結果を踏まえた立入調査  
全都道府県において資本金1000万円以下の発注者  
に対しても重点的に  
(462件実施)

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名に、注意喚起文書を送付（6ページ参照）
- 労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、注意喚起文書を送付（9ページ参照）。

## 調査の結果…

- サプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にある。

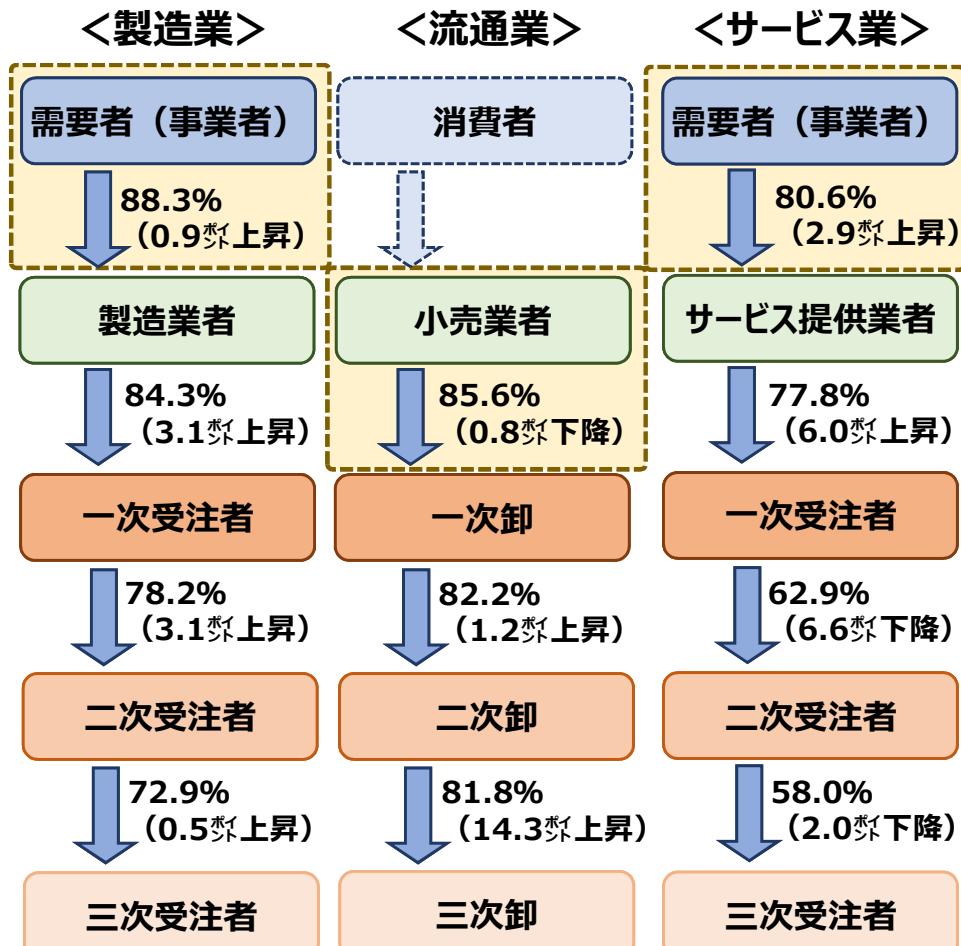
## 価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

# サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

## 引上げ品目率(注)が7割以上の受注者の割合



### 改善された点

- 令和6年度調査と比較して、製造業、流通業では各サプライチェーンの各取引段階で、引上げ品目率がおおむね緩やかに上昇。

### 課題

- 引き続き、各サプライチェーンの一次受注者、二次受注者と段階を遡るほど、引上げ品目率は低い傾向にある。

特にサービス業において、一次受注者以降、引上げ品目率が低い傾向にある。

(注) 要請した商品・サービスの数に対して取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合。

## 要請受諾率 (受注者の価格転嫁の要請額に対して受諾された金額の割合) (注)

### 《要請受諾率》

コスト種別	令和5年度 調査	令和6年度 調査	令和7年度 調査
労務費	45.1%	62.4%	67.4% (5.0%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5%	72.8% (3.3%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9%	69.0% (3.1%上昇)

### 《サプライチェーンの段階別の要請受諾率》

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者等	68.9%	72.8%	70.8%
製造業者等 ⇒ 一次受注者	67.4%	73.3%	69.4%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	62.3%	71.4%	65.1%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	56.6%	67.3%	58.5%

### 業種別・サプライチェーンの段階別の要請受諾率

#### (製造業)

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者	71.7%	75.0%	73.0%
製造業者 ⇒ 一次受注者	69.7%	76.9%	72.6%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	64.8%	74.0%	67.2%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	58.1%	69.9%	60.5%

#### (サービス業)

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ サービス提供業者	65.7%	69.1%	67.7%
サービス提供事業者 ⇒ 一次受注者	62.2%	63.4%	60.7%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	54.2%	54.1%	51.7%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	45.3%	41.8%	38.3%

#### (流通業)

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
小売業者 ⇒ 一次卸	69.7%	75.0%	70.9%
一次卸 ⇒ 二次卸	63.4%	76.2%	68.0%
二次卸 ⇒ 三次卸	63.3%	72.6%	68.1%

(注) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際のコストの上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

## 独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

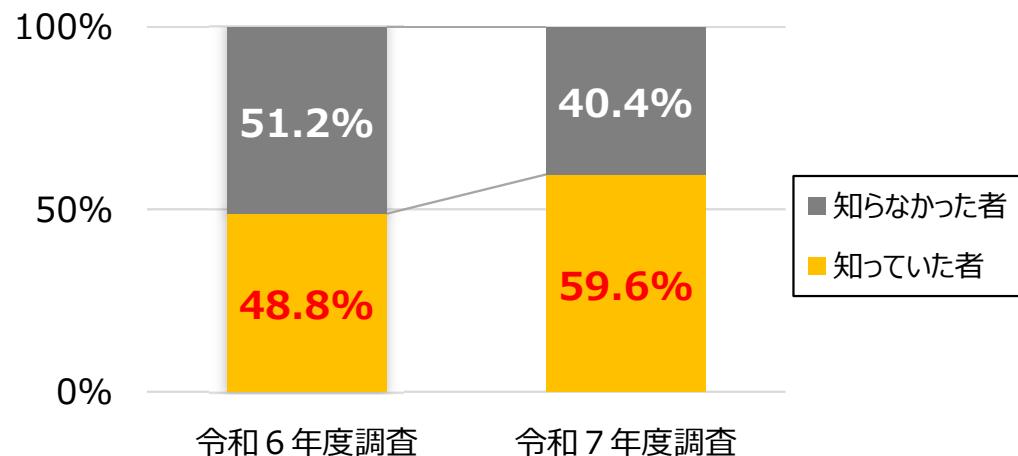
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者4,334名**に対し、**独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。**
- **通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年度調査21.2%→令和5年度調査14.7%**  
**→令和6年度調査13.3%→令和7年度調査9.8%と低下傾向。**
- 令和7年度調査を実施する前に、2年度連続で注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aの理解促進と労務費転嫁指針の周知を図ったところ、令和7年度調査において、大半は注意喚起文書送付の対象から外れた。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注1））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	273	92	道路貨物運送業	90	23	不動産取引業	48	7
協同組合	207	108	映像・音声・文字情報制作業	80	28	各種商品小売業	43	9
機械器具卸売業	147	57	不動産賃貸業・管理業	71	35	倉庫業	30	16
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	144	47	技術サービス業	81	24	非鉄金属製造業	28	17
化学工業	137	44	輸送用機械器具製造業	66	33	自動車整備業	29	15
生産用機械器具製造業	138	38	機械器具小売業	70	27	鉄鋼業	26	18
金属製品製造業	124	47	パルプ・紙・紙加工品製造業	65	17	各種商品卸売業	28	10
食料品製造業	119	46	飲食料品小売業	63	17	インターネット附随サービス業	25	9
総合工事業	118	39	業務用機械器具製造業	52	25	医療品卸売業・医療用品卸売業	23	11
電気機械器具製造業	104	48	電子部品・デバイス・電子回路製造業	45	27	情報通信機械器具製造業	23	10
飲食料品卸売業	103	36	広告業	56	15	家具・装備品製造業	15	9
はん用機械器具製造業	100	24	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	52	15	通信業	14	6
印刷・同関連業	83	37	運輸に附帯するサービス業	48	18	石油製品・石炭製品製造業	13	4
窯業・土石製品製造業	75	42	放送業	39	21	酪農業・養鶏業（農業）	4	5
(注1)	順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。					その他の業種	35	24
(注2)	業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。							

## 労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

- ▶ 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが「道半ば」。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。

《労務費転嫁指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合。

✓ 労務費転嫁指針の認知度を都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

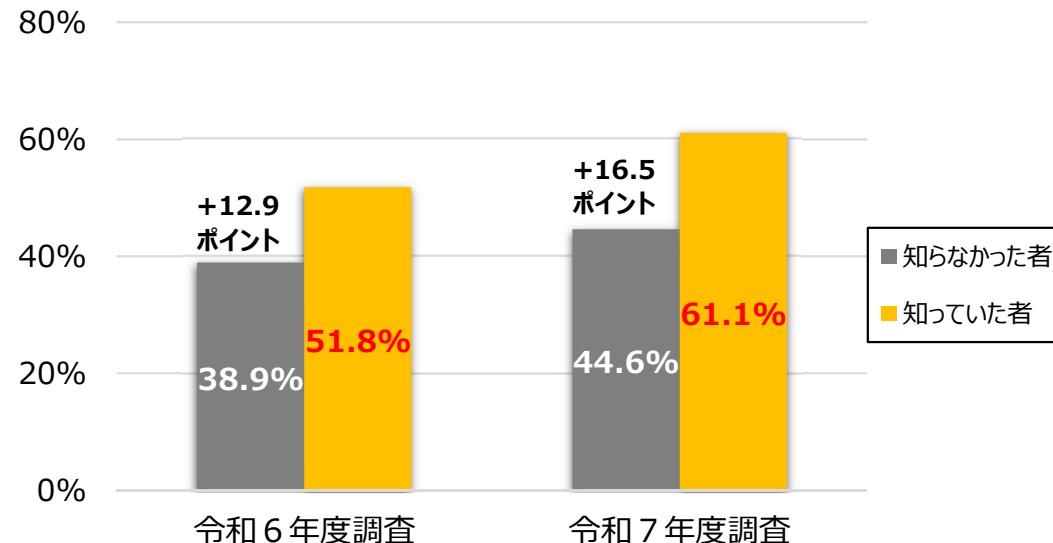
✓ 労務費転嫁指針の認知度を業種別（注2）にみると、

上位5業種は、放送業（80.5%）、輸送用機械器具製造業（73.2%）、ビルメンテナンス業・警備業（71.4%）、石油製品・石炭製品製造業（69.9%）及び情報通信機械器具製造業（69.6%）

下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（42.7%）、不動産取引業（43.4%）、飲食料品小売業（44.1%）、自動車整備業（45.1%）及び飲食料品卸売業（49.3%）

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」と「知らなかつた者」別に算出したもの。

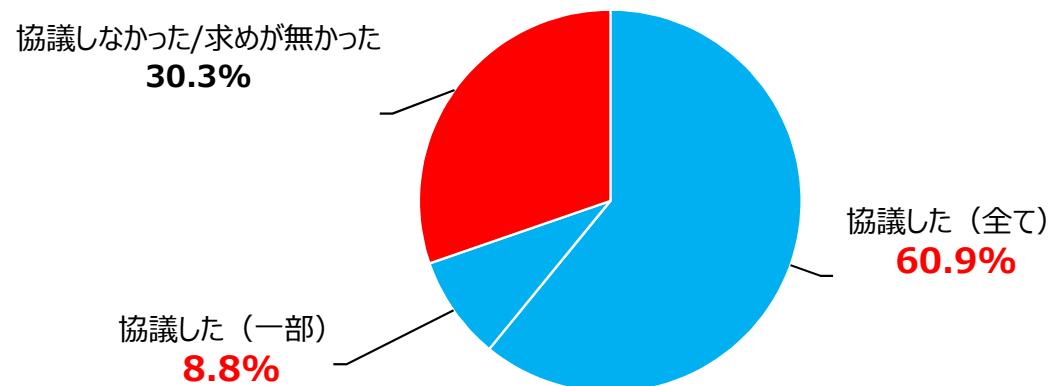
✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかつた者の同割合より16.5ポイント高い。

✓ 労務費重点21業種全てにおいても同様に、労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかつた者の同割合より高い。

## 労務費転嫁指針のフォローアップの結果②

- ▶ 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- ▶ 労務費の要請受諾率は令和6年度調査より上昇している。他方、労務費の要請受諾率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、労務費の要請受諾率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況に変わりはない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《労務費の要請受諾率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

令和6年度調査	令和7年度調査
62.4%	67.4% (5.0%上昇)

(注2) この要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の要請受諾率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和6年度調査	令和7年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	66.5%	68.9% (2.4%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	61.0%	67.4% (6.4%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	56.1%	62.3% (6.2%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	49.2%	56.6% (7.4%上昇)

## 労務費転嫁指針に係る注意喚起文書の送付

- 取り組まないことが独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,747名**に対し、**労務費転嫁指針に係る注意喚起文書**を送付。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順（注1））。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	485	51	窯業・土石製品製造業	246	48	各種商品卸売業	116	14
協同組合	396	103	はん用機械器具製造業	238	36	各種商品小売業	106	15
情報サービス業	412	72	道路貨物運送業	221	35	運輸に附帯するサービス業	94	26
飲食料品卸売業	415	50	機械器具小売業	204	24	家具・装備品製造業	89	11
機械器具卸売業	395	57	映像・音声・文字情報制作業	194	22	鉄鋼業	71	19
食料品製造業	414	37	不動産賃貸業・管理業	169	23	非鉄金属製造業	68	20
金属製品製造業	354	73	パルプ・紙・紙加工品製造業	169	20	情報通信機械器具製造業	53	12
総合工事業	379	41	不動産取引業	169	19	石油製品・石炭製品製造業	52	12
生産用機械器具製造業	361	58	輸送用機械器具製造業	139	36	医療品卸売業・医療用品卸売業 (その他の卸売業)	53	10
技術サービス業	313	47	業務用機械器具製造業	139	33	倉庫業	45	11
電気機械器具製造業	262	45	広告業	148	23	放送業	37	12
化学工業	250	51	自動車整備業	146	18	インターネット附隨サービス業	42	4
印刷・同関連業	261	38	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	131	25	酪農業・養鶏業（農業）	36	3
飲食料品小売業	271	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	123	26	通信業	29	4
						その他の業種	120	23

(注1) 順番は通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

(注2) ■は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

(注3) 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

## 都道府県別の注意喚起文書送付件数

都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針	都道府県	独占禁止法 Q&A	労務費転嫁 指針
北海道	177	406	長野県	88	261	岡山県	71	165
青森県	46	109	富山県	61	116	広島県	86	226
岩手県	47	101	石川県	50	81	山口県	47	114
宮城県	64	151	岐阜県	66	179	徳島県	22	40
秋田県	31	58	静岡県	124	332	香川県	37	90
山形県	50	110	愛知県	214	604	愛媛県	41	94
福島県	51	119	三重県	55	131	高知県	28	53
茨城県	54	143	福井県	32	77	福岡県	118	307
栃木県	41	116	滋賀県	40	89	佐賀県	22	66
群馬県	49	144	京都府	94	189	長崎県	38	80
埼玉県	121	387	大阪府	353	830	熊本県	39	104
千葉県	80	254	兵庫県	160	332	大分県	27	69
東京都	1,086	1,820	奈良県	26	67	宮崎県	28	70
神奈川県	223	472	和歌山県	34	60	鹿児島県	31	80
新潟県	91	233	鳥取県	18	47	沖縄県	29	52
山梨県	18	64	島根県	26	55			

(注) 通常調査とフォローアップ調査の合計件数。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例①

- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた事例。

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
北海道	ビルメンテナンス業	清掃業者A社は、顧客から受託したビル清掃業務に必要な資材を清掃用品製造業者（受注者）から購入している。A社は、顧客との取引価格について、顧客が引上げを認めてくれなかっただため、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請があれば応じてきたが、引上げの要請がなかった場合には、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
青森県	自動車整備業	自動車整備業者A社は、親会社から受託した車両の車検業務や修理業務の一部を自動車整備業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が引上げを必要と考えていれば要請してくるはずであり、その場合には当該要請を受け入れるつもりであったが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
岩手県	道路貨物運送業	道路貨物運送業者A社は、荷主から受託した住宅用の木材等の運送業務の一部を運送業者（受注者）に委託している。A社は、荷主との取引価格について、荷主の多くが引上げを認めてくれないため、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請があったものの、引き上げることは困難であるとして、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく据え置いていた。
宮城県	広告業	広告業者A社は、ポスター、冊子等の制作業務の一部をコピーライター、カメラマン（いずれも受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、不満があれば受注者から引上げの要請があるものと考えていたところ、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
秋田県	技術サービス業	技術サービス業者A社は、建築設計のうち構造設計等を建築設計業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が引上げが必要と考えていれば要請してくるはずと考え、その場合には当該要請を受け入れるつもりであったが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
山形県	印刷・同関連業	印刷・同関連業者A社は、包装箱製造業務の一部を印刷業者、紙製容器製造業者（いずれも受注者）に委託している。A社は、同業他社との競争により、原材料の仕入価格の上昇分を顧客との受託価格に反映させることが難しい状況において、受注者から取引価格の引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例②

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
福島県	金属製品製造業	金属製品製造業者A社は、機械部品の製造の一部を金属製品加工業者（受注者）に委託している。A社は、これまで、顧客との取引価格について、価格協議の声掛けなく据え置かれていたため、受注者との取引価格についても、A社から受注者に声掛けし、協議の場を設ける必要性があるとは考えていなかった。そして、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
茨城県	食料品製造業	食料品製造業者A社は、自社工場に設置する機材の点検保守業務を修理業者（受注者）に委託している。A社は、受注者が提示する見積価格は労務費等のコスト上昇分が当然に反映されていると考え、受注者が前年度と同じ見積価格を提示しても当該価格は受注者のコスト上昇分を踏まえた妥当な価格であると考え、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
栃木県	はん用機械器具 製造業	はん用機械器具製造業者A社は、業務用機械器具の加工業務の一部を金属製品製造業者（受注者）に委託している。A社は、自社の製造原価に対して受注者に委託する加工費用の割合が小さいこと、また、これまで長期にわたり受注者と取引を継続して信頼関係を構築してきたことから、受注者から総額で提示された見積額をそのまま受注者との取引価格として受け入れてきた。そして、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
群馬県	石油製品・石炭 製品製造業	石油製品・石炭製品製造業者A社は、道路舗装に使われる資材の原材料を採石業者等（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が引上げが必要と考えていれば要請してくるはずであり、その場合には当該要請を受け入れるつもりであったが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
埼玉県	業務用機械器具 製造業	業務用機械器具製造業者A社は、自社製品の部品を機械器具卸売業者（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、これまで、受注者から引上げの要請があれば当該要請に応じてきたが、令和6年以降は、受注者から引上げの要請がなければ協議の場を設ける必要はないと考えていたところ、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
千葉県	警備業	警備業者A社は、顧客から受託した雑踏・交通警備業務の一部を警備業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が労務費のコスト上昇を理由として、取引価格の引上げの要請があった場合には、協議の上、引き上げることとしていたが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例③

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
東京都	不動産取引業	不動産取引業者A社は、顧客から受託したマンションの維持管理業務をビルメンテナンス業者（受注者）に委託している。A社は、顧客がなかなかA社との取引価格を引き上げてくれないため、受注者との取引価格について、その引上げ原資を確保できておらず、また、A社・受注者双方から申出がなければ自動更新されることとなっている。そして、A社は、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、自動更新で取引価格を据え置いていた。
神奈川県	道路貨物運送業	道路貨物運送業者A社は、運送業務の一部を運送業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者とは長年にわたり良好な取引関係を維持しており、常にコミュニケーションをとっているものの、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
新潟県	生産用機械器具 製造業	生産用機械器具製造業者A社は、顧客から受託して製造する生産用機械器具の部品の加工を金属製品製造業者（受注者）に委託している。A社は、直近数年間で、顧客から、顧客との取引価格について、引上げを認められた。そして、A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
山梨県	金属製品製造業	金属製品製造業者A社は、部材の板金塗装業務の一部を金属製品製造業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者から取引価格の引上げの要請がなかったことから、受注者は今の取引価格で納得しているものと思い、A社からコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、協議の場を持たなくてはならないという認識がなかった。このため、A社は、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
長野県	電気機械器具製 造業	電気機械器具製造業者A社は、自社製品に装備したプログラムの校正を技術サービス業者（受注者）に委託している。A社は、顧客との取引価格について顧客からなかなか引き上げてもらえておらず、また、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
富山县	輸送用機械器具 製造業	輸送用機械器具製造業者A社は、輸送用機械器具製造の部品の製造を金属製品製造業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者から値上げの要請があれば協議することとし、要請がなければ据え置くこととしていたところ、引上げの要請がなかったため、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例④

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
石川県	食料品製造業	食料品製造業者A社は、原材料を事業者（受注者）から仕入れている。A社は、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
岐阜県	金属製品製造業	金属製品製造業者A社は、金属製品の原材料を卸売業者（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請があれば協議して納得すれば引き上げることとしていたが、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
静岡県	情報サービス業	情報サービス業者A社は、ソフトウェア開発に係るプログラム作成業務を受注者に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
愛知県	生産用機械器具 製造業	生産用機械器具製造業者A社は、生産用機械器具の加工を金属加工業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が示した見積額に受注者が必要とするコストが全て含まれていると考え、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
三重県	はん用機械器具 製造業	はん用機械器具製造業者A社は、金属加工に用いる工具を工具製造業者等（受注者）から購入している。また、一部の工具の製造を機械工具製造業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
福井県	自動車整備業	自動車整備業者A社は、自動車部品を自動車部品卸売業者（受注者）から仕入れている。A社は、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
滋賀県	パルプ・紙・紙加 工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業者A社は、包装用紙器の製造業務の一部を紙加工品製造業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例⑤

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
京都府	不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業・管理業者 A 社は、自社が管理するマンションの清掃業務を清掃業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
大阪府	ビルメンテナンス業	ビルメンテナンス業者 A 社は、ビルの維持管理業務のうち、エレベーター保守業務をエレベーター保守業者（受注者）に委託している。A 社は、労務費等のコスト上昇により受注者から取引価格の引上げ要請があれば協議に応じていたが、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
兵庫県	広告業	広告業者 A 社は、顧客から受託した広告用ノベルティグッズの製造等を印刷業者（受注者）に委託している。A 社は、顧客との取引価格について、顧客から引き上げてもらっておらず、また、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
奈良県	技術サービス業	技術サービス業者 A 社は、ペットを対象とした動物病院を運営しているところ、動物用医薬品等を動物用医薬品等卸問屋（受注者）から購入している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
和歌山県	インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業者 A 社は、フリーランス（受注者）にデザイン、ウェブコンテンツの作成業務を委託している。A 社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
鳥取県	各種商品小売業	各種商品小売業者 A 社は、家具類、和洋菓子等の食料品等を家具製造業者、菓子製造業者等（いずれも受注者）から仕入れている。A 社は、受注者との取引価格について、受注者とは長年にわたり良好な取引関係を維持しており、取引価格引上げの要請があれば、協議の上、当該要請を受け入れてきたが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
島根県	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業者 A 社は、総合工事業者（顧客）に対し、鉄製金具の設計、製造、販売業務を行っているところ、当該金具の製造業務を金属製品製造業者（受注者）に委託している。A 社は、受注者との取引価格について、受注者とは長年にわたり良好な取引関係を維持していることから、あえて取引価格に対する協議の場は特段設けていなかったが、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例⑥

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
岡山県	生産用機械器具 製造業	生産用機械器具製造業者A社は、親会社から生産用機械器具の組立を受託し、部品を機械器具卸売業者等（受注者）から購入している。A社は、親会社との取引価格の引上げが見込めず、生き残りのためにコスト削減が命題である中、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
広島県	印刷・同関連業	印刷・同関連業者A社は、印刷業者（顧客）から受託した印刷業務の一部である製本業務を製本業者（受注者）に委託している。A社は、一部の仕入価格が大幅に上昇し、また、顧客との取引価格について、年間契約であるため、顧客に対し、期中に引上げを要請することはできないと考えていた。そして、A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
山口県	飲食料品小売業	飲食料品小売業者A社は、店舗等で販売する商品を卸売業者等（受注者）から仕入れている。A社は、周辺事業者との競争から消費者への販売価格を引き上げるのは難しいと考えており、そして、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
徳島県	生産用機械器具 製造業	生産用機械器具製造業者A社は、製造業務の一部をプラスチック製品製造業者等（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、取引依存度が低い受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
香川県	不動産賃貸業・ 管理業	不動産賃貸業・管理業者A社は、顧客が所有する不動産物件の賃貸人の入退去に伴う修繕工事を職別工事業者及び設備工事業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が引き上げてほしいと考えれば要請してくるものであると考えており、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
愛媛県	生産用機械器具 製造業	生産用機械器具製造業者A社は、自社製品の製造業務の一部を金属加工業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が提示するものが安すぎると感じるものであれば受注者に確認していたが、安すぎるとまで感じないものについては、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例⑦

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
高知県	飲食料品卸売業	飲食料品卸売業者A社は、冷凍食品を農畜産物・水産物卸売業者等（受注者）から仕入れている。A社は、受注者との取引価格のうち原材料価格については、受注者から引上げの要請があり、協議の上で引き上げたが、労務費分については、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
福岡県	情報サービス業	情報サービス業者A社は、顧客から受託したシステムの開発業務の一部をシステムエンジニア（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
佐賀県	総合工事業	総合工事業者A社は、自社が請け負った注文住宅の建築の一部を内装業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、受注者が引き上げてほしいと考えれば要請してくるものであると考えており、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
長崎県	映像・音声・文字 情報制作業	映像・音声・文字情報制作業者A社は、顧客から受託した広告のデザインの作成等の業務の一部を映像・音声・文字情報制作業者（受注者）に委託している。A社は、顧客との取引価格について、顧客から引き上げてもらつておらず、また、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
熊本県	道路貨物運送業	道路貨物運送業者A社は、運送業務の一部を運送業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
大分県	食料品製造業	食料品製造業者A社は、原材料を食品製造業者等（受注者）から仕入れている。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
宮崎県	印刷・同関連業	印刷・同関連業者A社は、製本業務を製本業者（受注者）に委託している。A社は、受注者との取引価格について、引上げの要請がなかったことから、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、据え置いていた。また、A社は、引上げの要請をしてきた別の受注者に対し、据え置く理由を伝えずに、取引価格を据え置いていた。

## 立入調査において確認された問題となるおそれのある事例⑧

都道府県	業種 (発注者)	事例の概要
鹿児島県	飲食料品小売業	飲食料品小売業者A社は、原材料を食品卸売業者（受注者）から購入している。A社は、受注者との取引価格について、受注者に対し、以前と同様の価格とすることを口頭で告げ、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。
沖縄県	情報サービス業	情報サービス業者A社は、顧客から受託したホームページの制作業務の一部である写真・動画撮影、デザイン制作等を個人事業者（受注者）に委託している。A社は、顧客との取引価格について、他社との競争が激しく、引上げが十分にできていない。こうした中で、A社は、受注者との取引価格について、受注者から引上げの要請がなかったことから現状価格で問題ないものと考えて、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。

## 事業者名公表3名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表3名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも価格転嫁円滑化の取組により全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消。

### 【事業者名公表3名の主な取組】

- ✓ 令和7年1月頃以降、経営トップの了承の下で価格転嫁円滑化の取組方針を策定又は改定し、社内体制を整備して受注者に当該取組方針を周知し、文書、メール、面談、説明会等の方法により、価格転嫁の要望があれば協議に応じる旨を呼び掛けている。
- ✓ 価格協議の結果、取引価格を据え置いたり、引き下げたりした事例はほとんど全てにおいてみられなかった。
- ✓ 事業者名公表3名のほとんどは、価格協議の内容を統一フォーマットにより記録・保管して、取組の進捗状況を一元的に行い、価格協議の記録を受注者と共有。

### 【受注者から寄せられた声】

#### <事業者名公表3名による取組に関する声>

- これまで取引価格が据え置かれていたが、今年度価格協議の呼び掛けがあり、価格転嫁を要望したところ満額認められた
- 労務費等の上昇を理由に価格協議を申し入れ、春季労使交渉の妥結額や最低賃金の公表資料等をエビデンスとして提出するなどして、要望どおりの価格転嫁が受け入れられた
- 発注者が受注者の立場において発注者との間で価格協議が妥結できていないことを理由として、価格協議を引き延ばされることは無かったなど

#### <問題を指摘する声>

- ✗ 価格協議を申し出ても、返答がなかったり交渉に応じてくれないなど協議が引き延ばされたり、取引価格が据え置かれたりする
- ✗ 発注者から価格協議を呼び掛けられたことが無い
- ✗ 現場担当者との間でほとんどコミュニケーションが無い など



- 取引上の立場が弱い受注者が発注者に対して価格協議を持ちかけられない状況は適切でなく、日頃から積極的にコミュニケーションをとり、受注者・発注者の双方が何でも相談をしやすい関係を構築することが求められる。
- 明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法の買いたたきとして問題となるおそれがあることに留意する必要がある。

# 令和7年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

## 明らかとなった課題

- 要請受諾率は、サプライチェーンの段階を遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供業者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 労務費転嫁指針の認知度はいまだ約60%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合が低下しているものの、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

## 今後の取組

### 【労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和7年度調査の結果、労務費転嫁指針の認知度は約60%と一定程度上昇したものの、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

### 【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表3名への対応】

- 注意喚起対象13,929名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者1,854名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和5年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者44名について、追加で立入調査を実施。また、令和7年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係4,334名及び労務費転嫁指針関係9,747名）に対し、令和8年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表3名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

### 【労務費転嫁指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和7年度調査において、労務費転嫁指針に沿った行動を探っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和8年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。
- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、その事業者名を公表する方針で、個別調査を実施。

### 【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や取適法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

### 【取適法施行・周知等】

- 令和8年1月1日施行に向けて、全国47都道府県における事業者向け説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、動画やテキストを含む各種媒体での解説等を行ってきたところ、今後とも広く周知に努めていく。